

福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行うことを目的とする。

(補助対象動物)

第3条 補助金の交付対象となる動物（以下「補助対象動物」という。）は、次条に規定する者が市内で飼育する犬（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条の規定による登録及び当該年度の同法第5条に規定する予防注射（猶予を含む。）を受けたものに限る。）及び猫とする。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項に規定する第一種動物取扱業を営む者が営利を目的として飼養しているものを除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住している20歳以上の個人であること。
- (2) 補助対象動物に市内の動物病院でマイクロチップ装着を実施し、その装着費用を支払った者であること。
- (3) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと。

(補助金額)

第5条 補助金額は、マイクロチップ装着を実施した補助対象動物1頭につき、1,500円とする。ただし、支払った装着費用の額が1,500円を下回る場合は当

該支払った額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を、マイクロチップ装着を実施する前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書の提出(以下「交付申請」という。)は、家庭動物啓発センター窓口又は家庭動物啓発センターへ郵送にて行うものとする。

3 申請者は、2頭以上の補助対象動物に係る交付申請を行うときは、個体ごとに交付申請書を提出するものとする。

(交付等の決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、交付を決定したときは、福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、マイクロチップ装着を実施したときは、福岡市マイクロチップ装着推進事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) マイクロチップ装着を実施した動物病院の発行する領収書の写し
- (2) 動物個体識別記号(マイクロチップ・動物ID)登録申込書(飼育者控え)の写し

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告(以下「実績報告」という。)を受け、補助金を交付することを適正と認めるときは、補助金の額を確定し、福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、マイクロチップ装着の実施完了後に補助対象者から第8条の

規定に基づく実績報告を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、交付申請及び実績報告の内容に疑義が生じた場合には、動物病院や申請者に対して、確認調査をすることができる。

2 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、既に交付した補助金相当額を返還させることができる。

(暴力団の排除)

第12条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金の交付の申請をした者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助金の交付の申請をした者に対し、当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。